

研究者が公益社団法人大分県薬剤師会（以下本会）「倫理審査会」での審査を希望する場合は、所属機関の長から本会宛てに申請書等を提出してください。なお、本会内部の調査研究は、倫理審査会の委員長等から提出してください。

<申請に必要な書類>

- 1) 倫理審査申請書（様式1）
- 2) 研究計画書〔記載項目一覧（別添1）に沿って記載のこと。記載例あり。〕
- 3) 説明文書、同意文書、同意撤回文書〔記載例あり〕
- 4) 利益相反自己申告書（様式2）
- 5) 研究責任者の経歴書（様式3）
- 6) 倫理審査申請チェックリスト（様式4）
- 7) 研究倫理に関する研修修了証のコピー

<目的に応じて必要な時に提出する報告書>

- 1) 研究等実施状況報告書（所定の様式あり）
研究責任者は、年1回（毎年3月）、実施している臨床研究の実施状況報告書を、所属機関の長と倫理審査会に提出してください。
- 2) 研究終了（中止）報告書（所定の様式あり）
当該研究が終了した場合、あるいは、何らかの理由で臨床研究を中止した時は、研究終了（中止）報告書を所属機関の長と倫理審査会に提出してください。
- 3) 研究計画に関する逸脱報告書（様式なし）
研究計画書に記載されている内容に関して逸脱があった場合は、当該研究題名、逸脱の内容、逸脱した理由を記載した文書を所属機関の長と倫理審査会に提出してください。

<結果の通知>結果をお知らせする報告書及び証明書は以下の通りです。

- 1) 倫理審査報告書（様式5）
- 2) 倫理審査証明書（和文、英文）（様式6）

<審査費用>

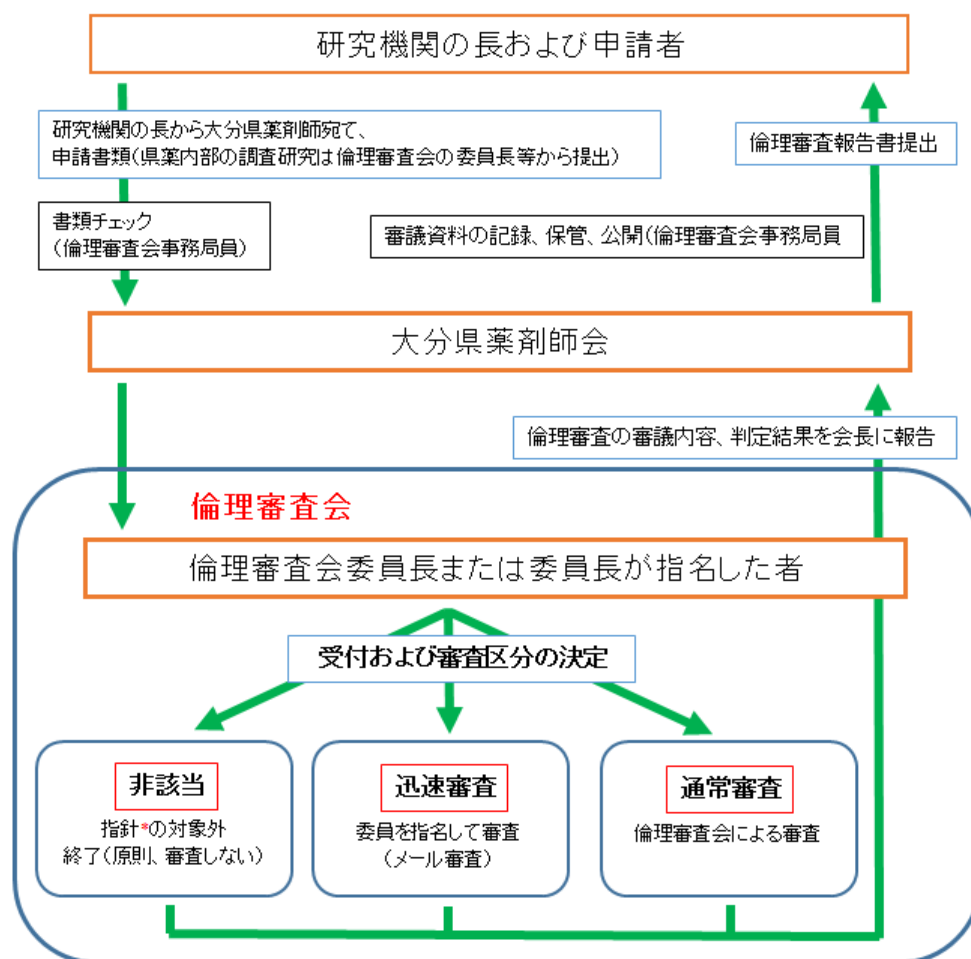
1件あたり5,000円（税込み）（非会員は20,000円（税込み））です。
銀行振り込みにてお支払ください。振込先は下記になります。

- ・銀行名：大分銀行 南支店
- ・口座番号：普通 5069686
- ・口座名：公益社団法人大分県薬剤師会 会長 安東哲也
- ・口座名フリガナ：(シャ)オイトケンヤクザイカイカイヨウ アンドウケンヤ

■ご留意いただきたいこと

- ・ 申請書類を提出後、7日以内に銀行振り込みにてお支払いください。期限内にお支払いがない場合は、倫理審査を受けることができません。
- ・ 振込手数料は申請者のご負担とさせていただきます。
- ・ 審査を申請した研究が、倫理審査不要（倫理指針の対象外）との判断になった場合でも、申請費用の返金はいたしませんのでご了承ください。

〈申請から結果報告までの流れ〉



※「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」

〈「研究機関」の定義（薬局・薬剤師会の場合）〉

研究を行う機関	研究機関	研究機関の長
薬局（単施設）	薬局	薬局開設者※
薬局（多施設）	研究事務局となる薬局	研究事務局となる薬局開設者※
大分県薬剤師会	大分県薬剤師会	大分県薬剤師会 会長
大分市薬剤師会	大分市薬剤師会	大分市薬剤師会 会長
別府市薬剤師会	別府市薬剤師会	別府市薬剤師会 会長
日田薬剤師会	日田薬剤師会	日田薬剤師会 会長
その他支部薬剤師会	研究事務局となる薬局	研究事務局となる薬局開設者※

※開設者が法人の場合は、法人の代表者とする